

内航二団体・全内航 協約改定要求特集

船員しんぶん

◆ホームページアドレスhttp://www.jsu.or.jp◆メールアドレスkaiin@jsu.or.jp

全日本海員組合発行 号外 (昭和25年8月24日第三種郵便物認可)

2024年(令和6年)
12月24日
本紙は毎月5・15・25日発行
〒106-0032 東京都港区
六本木7丁目15番26号
全日本海員組合本部
発行人 斎藤 洋
TEL 03-5410-8329
FAX 03-5410-8337
定価1部50円(組合員の
購読料は組合費に含む)

令和7年度労働協約改定要求案

令和6年12月9日開催の中央執行委員会は、令和7年度労働協約改定要求について、『内航労働協約改定専門委員会』の答申を慎重に検討した結果、別掲の要求案を決定しました。この要求案は令和6年10月開催の第85回定期全国大会で決定された内航部門の労働協約改定への取り組みに基づき、具体的な要求項目を定めたものです。令和7年1月7日から2月13日までの間、関係組合員の大衆討議に付され、2月開催予定の国内部委員会で協約改定要求は最終決定されます。



三洋海運商会「第八三洋丸」

世界経済は、悪化の一途を辿る中東情勢や、OPECプラスによる協調減産の長期化の影響により高騰した石油や天然ガスなどのエネルギー資源は依然として高値で推移しています。また、世界的なインフレは減速しつつあったものの、米国大統領の交代により米中貿易摩擦問題やエネルギー市場への影響など、さらなるインフレが懸念され、先行き不透明な状況にあります。

日本経済においては、コロナ禍からの社会経済活動の再開によりインバウンド需要が回復しているほか、為替レートの影響を受け、製造業をはじめとし、業績は回復傾向にあります。さらに、新たに発足した政権においてもデフレ脱却を目指す経済政策を継承するなど、社会全体の賃上げ風潮が高まっています。しかしながら、急激な物価上昇の影響により実質賃金は目減りしており、個人消費が低迷し景気回復を阻んでいることから、大幅な賃金改善が必要不可欠となっています。

内航海運は、大規模自然災害時における緊急支援物資輸送を担うなど、日本経済・国民生活の安定に寄与する重要な産業であります。太宗貨物をはじめとする貨物輸送量は回復傾向にあるなど明るい兆しが見えてきていますが、依然として燃料油価格の高騰や適正な運賃・用船料など、解消されていない問題が山積しています。

後継者確保・育成に向け、若者に魅力ある労働条件の改善に取り組む。

そのような状況下、内航船員の高齢化・若年船員の定着率の悪化など、依然として内航船員の減少に歯止めがかかっておらず、後継者確保・育成が喫緊の課題となっていることから、労働条件・労働環境の改善に積極的に取り組んでいかなければなりません。

以上の現状認識に立ち、次年度の労働協約改定に取り組む基本方針については、組合員の雇用の維持と生活の安定を第一義に、内航船員が将来に希望を持って働く労働環境の構築に加え、後継者確保・育成に繋がる職場環境の整備に向け、次年度の労働協約改定要求案を次の通りとりまとめました。

主要な要求項目

《内航二団体》

- 標令給および職務給の改善
 - ・標令給は、標令18歳を1% (1,760円) 引き上げ 177,680円とする
 - ・職務給は、部員35歳ポイントの基本給の6.5%相当額を基準に引き上げる
標準船員 (部員34歳～35歳)
ペア10,180円、標令加算込13,610円

- 船内衛生作業手当 (便所掃除作業) の増額 (1船当たり月額16,800円)
- 年間臨時手当については、算定基準額の55.0割相当額の要求とする

《全内航》

- 標令給および職務給の改善
 - ・標令給は、標令18歳を1% (1,760円) 引き上げ 177,680円とする
 - ・職務給は、部員35歳ポイントの基本給の6.5%相当額を基準に引き上げる
標準船員 (部員34歳～35歳)
ペア10,240円、標令加算込13,670円
- 船内衛生作業手当 (便所掃除作業) の増額 (1船当たり月額15,200円)
- 年間臨時手当については、算定基準額の55.0割相当額の要求とする

大衆討議期間は 1月7日から2月13日まで

内航二団体

第1章 総則

【1】 第1条(有効期間)を次の通り改定する。
この協約の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

第10章 給料その他の報酬ならびに旅費規定

第2節 基本給制度

【2】 第97条(基本給)を次の通り改定する。

第1項～第2項 現行通り。

3 標令給は、標令15歳の標令給を174,680円とし、標令18歳までは1,000円、18歳から46歳までは3,430円、46歳以上は1,720円の標令加算を行う。ただし定年年齢をもってとどめる。(表一1 標令給表)

4 職務給は、次の通りとする。

(1) 船長176,230円、機関長154,970円、一航・機・通士109,060円、二航・機士84,800円、三航・機士67,090円、部員33,050円とし、それぞれ5,500円、4,000円、3,600円、2,600円、2,200円、2,100円の経験加算額によって就任から5年で到達する。

(表一2 職務給表)

ただし、三航・機士の職務給について、若年船員および一般職員が、最低賃金に抵触する場合は、その差額を補正した額を各人の職務給とする。

(2)号 現行通り。

(3) 職長の辞令を持つ者の職務給は、就任時から67,090円とする。

第5項 現行通り。

表一1 標令給表 (単位:円)

標令	標令給	標令加算額	標令	標令給	標令加算額
15	174,680	1,000	35	235,990	3,430
16	175,680	1,000	36	239,420	3,430
17	176,680	1,000	37	242,850	3,430
18	177,680	3,430	38	246,280	3,430
19	181,110	3,430	39	249,710	3,430
20	184,540	3,430	40	253,140	3,430
21	187,970	3,430	41	256,570	3,430
22	191,400	3,430	42	260,000	3,430
23	194,830	3,430	43	263,430	3,430
24	198,260	3,430	44	266,860	3,430
25	201,690	3,430	45	270,290	3,430
26	205,120	3,430	46	273,720	1,720
27	208,550	3,430	47	275,440	1,720
28	211,980	3,430	48	277,160	1,720
29	215,410	3,430	49	278,880	1,720
30	218,840	3,430	50	280,600	1,720
31	222,270	3,430	51	282,320	1,720
32	225,700	3,430	52	284,040	1,720
33	229,130	3,430	53	285,760	1,720
34	232,560	3,430	54	287,480	1,720
			55	289,200	

(注) 標令55歳を超えて定年年齢までは、標令加算を行う。

表一2 職務給表 (単位:円)

経験年数	0年	1年	2年	3年	4年	5年以上
船長	148,730	154,230	159,730	165,230	170,730	176,230
機関長	134,970	138,970	142,970	146,970	150,970	154,970
一航・機・通士	91,060	94,660	98,260	101,860	105,460	109,060
二航・機士	71,800	74,400	77,000	79,600	82,200	84,800
三航・機士	56,090	58,290	60,490	62,690	64,890	67,090
部員	22,550	24,650	26,750	28,850	30,950	33,050



第3節 各種手当および慰労金

【3】 第107条(作業手当)を次の通り改定する。
乗組員に次の作業を行わせたときは、各表による手当を支給する。
(1)号～(3)号 現行通り。
(4)船内衛生作業手当
便所掃除作業に対し、1船当り月額16,800円を支給する。
ただし、配分については各船別に定める。

【4】 その他、必要とされる条文、確認書、覚書などの整理明確化を行う。

年間臨時手当

【5】 令和7年度の年間臨時手当を次の通り要求する。
1. 年間臨時手当は、労働協約改定交渉と同時に中央集団交渉で決定する。
2. 各会社に対する要求は、算定基準額の55.0割相当額とする。
3. 算定基準額および支給細目は従来通りとする。
以上

全 内 航

第1章 総 則

【1】 第1条（有効期間）を次の通り改定する。
この協約の有効期間は、令和7年4月1日より令和8年3月31日までとする。
第2項 現行通り。

第10章 賃 金

第2節 基本給制度

【2】 第77条（基本給）を次の通り改定する。
第1項～第2項 現行通り。
3 標令給は、標令15歳の標令給を174,680円とし、
標令18歳までは1,000円、18歳から46歳までは
3,430円、46歳以上は1,720円の標令加算を行う。た
だし定年年齢をもってとどめる。（表一 標令給
表）
4 職務給は、船長113,310円、機関長102,640円、一
航・機士71,990円、二航・機士64,320円、三航・機
士62,400円、職長64,320円、部員22,330円とし、そ
れぞれの経験加算額は職務給表による。（表二
職務給表）
第5項 現行通り。

表一 標 令 給 表 (単位：円)

標令	標令給	標令加算額	標令	標令給	標令加算額
15	174,680	1,000	35	235,990	3,430
16	175,680	1,000	36	239,420	3,430
17	176,680	1,000	37	242,850	3,430
18	177,680	3,430	38	246,280	3,430
19	181,110	3,430	39	249,710	3,430
20	184,540	3,430	40	253,140	3,430
21	187,970	3,430	41	256,570	3,430
22	191,400	3,430	42	260,000	3,430
23	194,830	3,430	43	263,430	3,430
24	198,260	3,430	44	266,860	3,430
25	201,690	3,430	45	270,290	3,430
26	205,120	3,430	46	273,720	1,720
27	208,550	3,430	47	275,440	1,720
28	211,980	3,430	48	277,160	1,720
29	215,410	3,430	49	278,880	1,720
30	218,840	3,430	50	280,600	1,720
31	222,270	3,430	51	282,320	1,720
32	225,700	3,430	52	284,040	1,720
33	229,130	3,430	53	285,760	1,720
34	232,560	3,430	54	287,480	1,720
			55	289,200	

(注) 標令55歳を超えて定年年齢までは、標令加算を行う。

表二 職 務 給 表 (単位：円)

経験年数	0年	1年	2年	3年	4年	5年以上
船 長	113,310	118,310	123,310	128,310	133,310	143,310
機 関 長	102,640	107,640	112,640	117,640	122,640	135,640
一航・機	71,990	74,490	76,990	79,990	82,990	86,990
二航・機	64,320	64,820	65,320	65,820	66,320	66,820
三航・機	62,400	62,400	62,400	62,400	62,400	62,400
職 長	64,320	64,320	64,320	64,320	64,320	64,320
部 員	22,330	24,430	26,530	28,630	30,730	32,830

第2節 基本給制度

- 【3】 第87条（労務作業手当）を次の通り改定する。
組合員に次の作業をやむを得ず行わせたときは、次の通り労務作業手当を支給する。
1項～2項 現行通り。
3 船内衛生作業手当を次の通り定める。
(1)船内の便所掃除作業に対し、1船あたり月額
15,200円を支給する。
(2)現行通り。
4項～6項 現行通り。

- 【4】 その他、必要とされる条文、確認書、覚書などの整理明確化を行う。

年 間 臨 時 手 当

- 【5】 令和7年度の年間臨時手当を次の通り要求する。
1. 年間臨時手当は、労働協約改定交渉と同時に中央集団交渉で決定する。
2. 各会社に対する要求は、算定基準額の55.0割相当額とする。
3. 算定基準額および支給細目は従来通りとする。
以 上



【内航部門の解説】

《賃金関係》

内航二団体の第97条（基本給）については、部員35歳ポイントにおける基本給（258,860円）の6.5%アップ額（16,830円）を基準とし、船長初任標令39歳の基本給（379,850円）におけるアップ率（4.43%）を用い、各職位初任標令におけるアップ額を算出し、職務給を改定する要求としています。各職位初任標令は、部員18歳、三航・機士21歳、二航・機士25歳、一航・機・通士33歳、船・機長39歳を基準としています。

また、標令給については、全体の底上げを目的として、部員の初任標令18歳における標令給1%のアップ額（1,760円）を算出し、標令給を改定する要求としています。

現行職務給と改定後職務給の対比表（内航二団体）

改定率=4.43%

経験年数		0年	1年	2年	3年	4年	5年以上
船 長	現 行	131,900円	137,400円	142,900円	148,400円	153,900円	159,400円
	改 定	148,730円	154,230円	159,730円	165,230円	170,730円	176,230円
	ア ッ プ 額	16,830円	16,830円	16,830円	16,830円	16,830円	16,830円
機 関 長	現 行	118,730円	122,730円	126,730円	130,730円	134,730円	138,730円
	改 定	134,970円	138,970円	142,970円	146,970円	150,970円	154,970円
	ア ッ プ 額	16,240円	16,240円	16,240円	16,240円	16,240円	16,240円
一航・機・通	現 行	77,550円	81,150円	84,750円	88,350円	91,950円	95,550円
	改 定	91,060円	94,660円	98,260円	101,860円	105,460円	109,060円
	ア ッ プ 額	13,510円	13,510円	13,510円	13,510円	13,510円	13,510円
二 航 ・ 機	現 行	60,270円	62,870円	65,470円	68,070円	70,670円	73,270円
	改 定	71,800円	74,400円	77,000円	79,600円	82,200円	84,800円
	ア ッ プ 額	11,530円	11,530円	11,530円	11,530円	11,530円	11,530円
三 航 ・ 機	現 行	45,810円	48,010円	50,210円	52,410円	54,610円	56,810円
	改 定	56,090円	58,290円	60,490円	62,690円	64,890円	67,090円
	ア ッ プ 額	10,280円	10,280円	10,280円	10,280円	10,280円	10,280円
職 長	現 行	56,810円	56,810円	56,810円	56,810円	56,810円	56,810円
	改 定	67,090円	67,090円	67,090円	67,090円	67,090円	67,090円
	ア ッ プ 額	10,280円	10,280円	10,280円	10,280円	10,280円	10,280円
部 員	現 行	14,130円	16,230円	18,330円	20,430円	22,530円	24,630円
	改 定	22,550円	24,650円	26,750円	28,850円	30,950円	33,050円
	ア ッ プ 額	8,420円	8,420円	8,420円	8,420円	8,420円	8,420円

全内航の第77条（基本給）については、内航二団体と同程度の引き上げ率となるよう、内航二団体との職務給バランスを考慮し、アップ率を算出しました。

具体的には、部員35歳ポイントにおける基本給（258,580円）の6.5%アップ額（16,810円）を基準とし、船長初任標令39歳と船長5年目以上の職務給を仮設基本給（375,800円）としてアップ率（4.47%）を算出し、各職位初任標令におけるアップ額を用いて職務給を改定することとしました。各職位初任標令は、部員18歳、三航・機士21歳、二航・機士25歳、一航・機士33歳、船・機長39歳を基準としています。

また、標令給については、全体の底上げを目的として、部員の初任標令18歳における標令給1%のアップ額（1,760円）を算出し、標令給を改定する要求としています。

現行職務給と改定後職務給の対比表（全内航）

改定率=4.47%

経験年数		0年	1年	2年	3年	4年	5年以上
船 長	現 行	97,850円	102,850円	107,850円	112,850円	117,850円	127,850円
	改 定	113,310円	118,310円	123,310円	128,310円	133,310円	143,310円
	ア ッ プ 額	15,460円	15,460円	15,460円	15,460円	15,460円	15,460円
機 関 長	現 行	87,640円	92,640円	97,640円	102,640円	107,640円	120,640円
	改 定	102,640円	107,640円	112,640円	117,640円	122,640円	135,640円
	ア ッ プ 額	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
一 航 ・ 機	現 行	59,180円	61,680円	64,180円	67,180円	70,180円	74,180円
	改 定	71,990円	74,490円	76,990円	79,990円	82,990円	86,990円
	ア ッ プ 額	12,810円	12,810円	12,810円	12,810円	12,810円	12,810円
二 航 ・ 機	現 行	53,010円	53,510円	54,010円	54,510円	55,010円	55,510円
	改 定	64,320円	64,820円	65,320円	65,820円	66,320円	66,820円
	ア ッ プ 額	11,310円	11,310円	11,310円	11,310円	11,310円	11,310円
三 航 ・ 機	現 行	51,760円	51,760円	51,760円	51,760円	51,760円	51,760円
	改 定	62,400円	62,400円	62,400円	62,400円	62,400円	62,400円
	ア ッ プ 額	10,640円	10,640円	10,640円	10,640円	10,640円	10,640円
職 長	現 行	53,010円	53,010円	53,010円	53,010円	53,010円	53,010円
	改 定	64,320円	64,320円	64,320円	64,320円	64,320円	64,320円
	ア ッ プ 額	11,310円	11,310円	11,310円	11,310円	11,310円	11,310円
部 員	現 行	13,850円	15,950円	18,050円	20,150円	22,250円	24,350円
	改 定	22,330円	24,430円	26,530円	28,630円	30,730円	32,830円
	ア ッ プ 額	8,480円	8,480円	8,480円	8,480円	8,480円	8,480円

《船内衛生作業手当の改善について》

船内衛生作業手当（内航二団体の第107条ならびに全内航の第87条）について、職住一体の船内では切り離すことのできないものであり、労務負担に対するモチベーション維持・向上の観点からそれぞれ現行の倍額を要求します。

《年間臨時手当について》

年間臨時手当は、組合員にとって年収、生活給の一部として欠かすことのできない手当であることから年間支給率55.0割の要求とします。